

(別表1) 有料老人ホームの類型及び表示事項



1 有料老人ホームの類型及び表示事項

類型	類型の説明
介護付有料老人ホーム (一般型特定施設入居者生活介護)	介護等のサービスが付いた高齢者向けの居住施設です。介護が必要となっても、当該有料老人ホームが提供する特定施設入居者生活介護(地域密着型を含む。以下同じ。)を利用しながら当該有料老人ホームの居室で生活を継続することが可能です。(介護サービスは有料老人ホームの職員が提供します。特定施設入居者生活介護の指定を受けていない有料老人ホームについては介護付と表示することはできません。)
介護付有料老人ホーム (外部サービス利用型特定施設入居者生活介護)	介護等のサービスが付いた高齢者向けの居住施設です。介護が必要となっても、当該有料老人ホームが提供する特定施設入居者生活介護を利用しながら当該有料老人ホームの居室で生活を継続することが可能です。(有料老人ホームの職員が安否確認や計画作成等を実施し、介護サービスは委託先の介護サービス事業所が提供します。特定施設入居者生活介護の指定を受けていない有料老人ホームについては介護付と表示することはできません。)
住宅型 有料老人ホーム (注)	生活支援等のサービスが付いた高齢者向けの居住施設です。介護が必要となった場合、入居者自身の選択により、地域の訪問介護等の介護サービスを利用しながら当該有料老人ホームの居室での生活を継続することが可能です。
健康型 有料老人ホーム (注)	食事等のサービスが付いた高齢者向けの居住施設です。介護が必要となった場合には、契約を解除し退去しなければなりません。

注) 特定施設入居者生活介護の指定を受けていないホームにあっては、広告、パンフレット等において「介護付き」、「ケア付き」等の表示を行ってはいけません。

## 2 有料老人ホームの表示事項

表 示 事 項	表 示 事 項 の 説 明	
居住の権利形態 (右のいずれかを表示)	利用権方式	建物賃貸借契約及び終身建物賃貸借契約以外の契約の形態で、居住部分と介護や生活支援等のサービス部分の契約が一体となっているものです。
	建物賃貸借方式	賃貸住宅における居住の契約形態であり、居住部分と介護等のサービス部分の契約が別々になっているものです。 入居者の死亡をもって契約を終了するという内容は有効になりません。
	終身建物賃貸借方式	建物賃貸借契約の特別な類型で、市長から高齢者の居住の安定確保に関する法律の規定に基づく終身建物賃貸借事業の認可を受けたものです。 入居者の死亡をもって契約を終了するという内容が有効です。
入居時の要件 (右のいずれかを表示)	入居時自立	入居時において自立である方が対象です。
	入居時要介護	入居時において要介護認定を受けている方（要支援認定を受けている方を除く）が対象です。
	入居時要支援 ・要介護	入居時において要支援認定又は要介護認定を受けている方が対象です。
	入居時自立・要支援・要介護	自立である方も要支援認定・要介護認定を受けている方も入居できます。
介護保険	尼崎市指定介護保険特定施設（一般型特定施設）	介護が必要となった場合、当該有料老人ホームが提供する特定施設入居者生活介護サービスを利用することができます。介護サービスは有料老人ホームの職員が提供します。（注1）
	尼崎市指定介護保険特定施設（外部サービス利用型特定施設）	介護が必要となった場合、当該有料老人ホームが提供する特定施設入居者生活介護サービスを利用することができます。有料老人ホームの職員が安否確認や計画作成等を実施し、介護サービスは委託先の介護サービス事業所が提供します。（注1）

	在宅サービス利用可	介護が必要となった場合、介護保険の在宅サービスを利用するホームです。
介護居室区分 (右のいずれかを表示。※には1～4の数字を表示) (注2)	全室個室	介護居室はすべて個室であるホームです。 (注3)
	相部屋あり (※人部屋～※人部屋)	介護居室はすべてが個室ではなく、相部屋となる場合があるホームをいいます。
一般型特定施設である有料老人ホームの介護にかかる職員体制 (右のいずれかを表示) (注4)	1.5 : 1 以上	現在及び将来にわたって要介護者3人に対して職員2人(要介護者1.5人に対して職員1人)以上の割合(年度ごとの平均値)で職員が介護に当たります。 これは介護保険の特定施設入居者生活介護の基準の2倍以上の人数です。
	2 : 1 以上	現在及び将来にわたって要介護者2人に対して職員1人以上の割合(年度ごとの平均値)で職員が介護に当たります。 これは介護保険の特定施設入居者生活介護の基準の1.5倍以上の人数です。
	2.5 : 1 以上	現在及び将来にわたって要介護者5人に対して職員2人(要介護者2.5人に対して職員1人)以上の割合(年度ごとの平均値)で職員が介護に当たります。 これは介護保険の特定施設入居者生活介護で、手厚い職員体制であるとして保険外に別途費用を徴収できる場合の基準以上の人数です。
	3 : 1 以上	現在及び将来にわたって要介護者3人に対して職員1人以上の割合(年度ごとの平均値)で職員が介護に当たります。 介護保険の特定施設入居者生活介護で少なくとも満たさなければならない基準以上の人数です。

外部サービス利用型特定施設である有料老人ホームの介護サービス提供体制 (※に職員数、■■■に介護サービス事業所の名称を入れて表示) (注5)	有料老人ホームの職員※人委託先である介護サービス事業所 訪問介護 ■■■ 訪問看護 ■■■ 通所介護 ■■■	有料老人ホームの職員が安否確認や計画作成等を実施し、介護サービスは委託先の介護サービス事業所が提供します。
その他(右に該当する場合のみ表示、■■■に提携先の有料老人ホームを入れて表示)	提携ホーム利用可(■■■ホーム)	介護が必要となった場合、提携ホーム(同一設置者の有料老人ホームを含む)に住み替えて特定施設入居者生活介護を利用することができます。 (注6)

(注1) 入居者が希望すれば、当該有料老人ホームの特定施設入居者生活介護サービスに代えて、訪問介護等の介護サービスを利用することが可能です。

(注2) 一般居室は全て個室となっています。この表示事項は介護居室(介護を受けるための専用の室)が個室か相部屋かの区別です。従って、介護居室を特に設けず、一般居室において介護サービスを提供する有料老人ホームにあっては、「個室介護」と表示することになります。

(注3) 個室とは、建築基準法第30条の「界壁」により隔てられたものに限ることとしていますので、一つの居室をふすま、可動式の壁、収納家具等によって複数の空間に区分したものは個室ではありません。

(注4) 介護にかかる職員体制は、当該有料老人ホームが現在及び将来にわたって提供しようと想定している水準を表示するものです。従って、例えば、現在は要介護者が少なく1.5:1以上の基準を満たす場合であっても、要介護者が増えた場合に2.5:1程度以上の介護サービスを想定している場合にあっては、2.5:1以上の表示を行うこととなります。なお職員体制の算定方法については、「指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準」第175条第1項第2号イ及び同第2項の規定によります。なお、「1.5:1」、「2:1」又は「2.5:1」の表示を行おうとする有料老人ホームについては、年度ごとに職員の割合を算定し、表示と実態の乖離がないか自ら検証するとともに、入居者等に対して算定結果及びその算定方法について説明することが必要です。

(注5) 訪問介護、訪問看護及び通所介護以外のサービスについて、委託先のサービス事業所がある場合には、サービス区分及びサービス事業所の名称を表示することが必要です。

(注6) 提携ホームには、介護老人保健施設、病院、診療所、特別養護老人ホーム等は含まれません。

(別表2) 構造設備の各部についての仕様の基準（共通事項）



構造設備	仕様の基準に関する留意事項
基本的事項	<p>スプリンクラーを設置するとともに、「福祉のまちづくり条例施行規則」（平成5年兵庫県規則第15号）別表3（第6条関係）第1「公益的施設及び共同住宅等の施設に関する整備基準」に合致するほか、以下の点に注意すること。</p>
段差	<ul style="list-style-type: none"> <li>・移動に支障のないよう、極力段差のない構造とすること。</li> </ul>
階段	<ul style="list-style-type: none"> <li>・段差に配慮し、緩やかな勾配とすること。</li> <li>・両側に手すりを設置すること。</li> <li>・ノンスリップを付けること。</li> <li>・足下が暗くならないよう、照明に配慮すること。</li> <li>・共用階段は、建物本体と構造の異なる自立型階段としないこと。</li> </ul>
手すり	<ul style="list-style-type: none"> <li>・廊下、階段、浴室、便所、エレベーター等に位置、形状、取り付け方法、材質を配慮し、設置すること。</li> </ul>
出入口	<ul style="list-style-type: none"> <li>・各々の用途に応じ、寸法、材質、開閉方法等を考慮した戸又は扉とすること。</li> <li>・鍵や把手の形状、取り付け高さ、周辺の床面の段差除去等使い易さに配慮すること。</li> <li>・居室の扉等については、プライバシーに十分配慮すること。</li> </ul>
窓	<ul style="list-style-type: none"> <li>・居室の窓については、自然の採光、換気等に配慮した形状、大きさ、位置とすること。</li> <li>・開閉、施錠操作がし易いものとし、防犯及び事故防止に配慮すること。</li> </ul>
スイッチ及びコンセント	<ul style="list-style-type: none"> <li>・高さ、配置など使い易さ及び安全性に配慮すること。</li> </ul>
照明	<ul style="list-style-type: none"> <li>・高齢者の生活の特性に応じた照明方法、照度等とすること。</li> </ul>
冷暖房	<ul style="list-style-type: none"> <li>・室内外の温度差に配慮し、一定の室温を維持すること。</li> <li>・居室については、各室毎の温度調整が可能であるか、又は冷暖房設備の設置が可能であること。</li> </ul>

(別表2) 構造設備の各部についての仕様の基準(共通事項)  (続き)

構造設備	仕様の基準に関する留意事項
換 気	<ul style="list-style-type: none"> <li>・居室、浴室、便所、食堂、介護居室等に換気設備を設置すること。</li> <li>・臭気がこもらないようにすること。</li> </ul>
遮 音	<ul style="list-style-type: none"> <li>・居室の静穏が保たれるよう、遮音に配慮すること。</li> </ul>
遮 光	<ul style="list-style-type: none"> <li>・窓にカーテンレールを設置するなど、遮光に配慮すること。</li> </ul>
水 栓	<ul style="list-style-type: none"> <li>・位置、形状等使い易さに配慮すること。</li> <li>・温水の温度が安全かつ容易に調整できる設備とすること。</li> </ul>
廊 下	<ul style="list-style-type: none"> <li>・手すりを設置すること。</li> <li>・隅切りをするなど、移動し易さ、安全性に配慮すること。</li> <li>・介護居室のある区域の廊下の幅は、有効幅で1.8m以上、中廊下は2.7m以上とすること。 ただし、介護居室をすべて個室とし、別表3の共用スペースを設け少人数単位での介護（いわゆるユニットケア）を実施する場合には、有効幅で1.5m以上、中廊下は1.8m以上（ただし、車いすがすれ違えるスペースを確保すること）とすることができる。</li> <li>・それ以外の入居者が利用する区域の廊下の幅は有効幅で1.4m以上、中廊下は1.8m以上とすること。</li> </ul>
床	<ul style="list-style-type: none"> <li>・すべりにくい床材を使用すること。</li> <li>・居室（浴室、便所等）、浴場、便所、一時介護室、エレベーター等に位置、使い易さ等に配慮し、設置すること。</li> </ul>
通 報 装 置	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ナースコール等通報装置を設置すること。</li> </ul>
エレベーター	<ul style="list-style-type: none"> <li>・十分な広さを有すること。</li> <li>・操作ボタン等の位置、使い易さ等に配慮すること。</li> </ul>
浴 室	<ul style="list-style-type: none"> <li>・浴室循環ろ過装置を設置している場合には、「24時間風呂協議会」が定める自主規格（レジオネラ属菌水質基準、電気技術基準）に適合すること。</li> </ul>

(別表3) 構造設備の各部についての仕様の基準 (介護居室)



構造設備	仕様の基準に関する留意事項
基本的事項	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「尼崎市老人福祉法に基づく養護老人ホーム及び特別養護老人ホームの設備及び運営の基準を定める条例」(平成24年条例第51号)における居室の設備基準を満たしたものとするほか、次のことに留意すること。ただし、同条例第3条第1項に掲げる「特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準」(平成11年厚生省令第46号)第11条第5項第2号の規定については、適用しない。</li> <li>・構造設備の各部についての仕様の基準は、別表2に準拠したものとすること。</li> </ul>
定 員	<ul style="list-style-type: none"> <li>・個室（夫婦部屋を含む）とすること。</li> <li>・1室に2人の者を入室させる場合は、カーテンを設置する等プライバシーの保護に十分配慮すること。</li> </ul>
面 積	<ul style="list-style-type: none"> <li>・壁厚を除き13.2m<sup>2</sup>以上（収納設備、洗面所の面積を含む。便所の面積は含まない。）、1室に2人の者を入居させる場合は1人当たり10.65 m<sup>2</sup>以上とすること。</li> </ul>
設 置 場 所	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地階に設置しないこと。</li> <li>・3階以上に設置する場合は、消防法に定める要件を満たすこと。</li> <li>・出入口は避難上有効な共用スペース、空地、廊下または広間に直接面して設けること。</li> </ul>
ベッド等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ベッド又はこれに代わる設備を整えること。</li> </ul>
共用スペース	<ul style="list-style-type: none"> <li>・介護居室の入居者10人程度ごとに、簡単な調理、食事談話などを通じて交流が図られるよう共用スペースを設置し、少人数単位での介護ができるよう努めること。</li> </ul>
収 納 設 備	<ul style="list-style-type: none"> <li>・入居者の身の回り品を保管することができる設備を整えること。</li> </ul>
照 明 等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・照明設備、コンセントを設置すること。（1室に2人を入居させる場合は、入居者ごとに設置すること。）</li> </ul>
換 気	<ul style="list-style-type: none"> <li>・床面積の14分の1以上に相当する面積を直接外気に面して開放できるようにすること。</li> </ul>
そ の 他	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ベッドの両側から介護できること。</li> <li>・車椅子の回転ができること。</li> <li>・ストレッチャー等による居室外への移動に支障のないこと。</li> <li>・介護居室がある区域には、できるだけ廊下がない設計とするよう努めること。</li> </ul>

(別表4) 構造設備の各部についての仕様の基準(一般居室)



構造設備	仕様の基準に関する留意事項
定 員	<ul style="list-style-type: none"> <li>・個室(夫婦部屋を含む)とすること。</li> </ul>
水洗便所	<ul style="list-style-type: none"> <li>・手すりを設置すること。</li> <li>・暖房設備の仕様が可能なように、コンセント等を設けること。</li> </ul>
洗面設備	<ul style="list-style-type: none"> <li>・水栓は、位置、形状等使い易さに配慮し、温水の温度が安全かつ容易に調節できる設備とすること。</li> </ul>
浴 室	<ul style="list-style-type: none"> <li>・起居のし易いよう、手すりを設置すること。</li> <li>・床はすべりにくいものとすること。</li> </ul>
台 所	<ul style="list-style-type: none"> <li>・流し台の高さ等に配慮すること。</li> <li>・安全性の高い調理設備とすること。</li> </ul>
収納設備	<ul style="list-style-type: none"> <li>・入居者の身の回り品を保管することができる設備を整えること。</li> </ul>
電 話	<ul style="list-style-type: none"> <li>・設置が可能であること。</li> </ul>
バルコニー	<ul style="list-style-type: none"> <li>・適切な広さを有すること。</li> <li>・避難路として適するものであること。</li> </ul>
そ の 他	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地震時の家具の転倒を防止するため、居住室にはボルトのアンカーがとれる付け鴨居の設置や壁又は天井の補強等に努めること。</li> </ul>

(別表5) 構造設備の各部についての仕様の基準（共用設備）



構造設備		仕様の基準に関する留意事項
生活サービス施設	食事を提供する場所	<ul style="list-style-type: none"> <li>・入居者定員及び車いすでの利用等入居者の要介護の程度を勘案し、適切な広さ及び座席数を確保すること。</li> <li>・衛生面に十分配慮した構造設備とすること。</li> <li>・採光に配慮すること。</li> <li>・手指を洗浄する設備を設けること。</li> <li>・3階以上に設置する場合は、消防法の規定要件を満たすこと。</li> </ul>
	厨房	<ul style="list-style-type: none"> <li>・衛生面に十分配慮した構造設備とすること。</li> </ul>
	浴室	<ul style="list-style-type: none"> <li>・すべての居室（一般居室及び介護居室）に浴室がある場合を除き、必ず設けること。</li> <li>・公衆衛生法等関係基準に準じて、衛生管理を行うこと。</li> <li>・適切な深さの浴槽で、すべりにくく安全な材質とすること。</li> <li>・手すり、スロープを設置するなど入浴し易さに配慮すること。</li> <li>・3階以上に設置する場合は、消防法の規定要件を満たすこと。</li> <li>・一般浴槽の他、ねたきり等心身の状況に対応した特別浴槽を設けること。</li> </ul>
	水洗便所	<ul style="list-style-type: none"> <li>・すべての居室（一般居室、介護居室）に便所がある場合を除き、必ず設置すること。</li> <li>・入居者定員及び入居者の要介護の程度を勘案し各階ごとに男女別に「福祉のまちづくり条例施行規則」（平成5年兵庫県規則第15号）別表3第1に定める便所の整備基準に合致する便所を設けること。</li> </ul>
	洗面設備	<ul style="list-style-type: none"> <li>・介護居室のある階ごとに設置すること。</li> <li>・位置、形状等使い易さに配慮すること。</li> <li>・温水の温度が安全かつ容易に調整できる設備とすること。</li> </ul>
	洗濯室	<ul style="list-style-type: none"> <li>・洗濯機、乾燥機等を設置すること。</li> </ul>
	汚物処理室	<ul style="list-style-type: none"> <li>・感染源となり得るものは、区分して処理できる構造とすること。</li> </ul>
	エレベーター	<ul style="list-style-type: none"> <li>・2階以上の施設については、エレベーターを設置すること。</li> <li>・少なくとも1基はストレッチャーを収納できること。</li> <li>・操作ボタン等の位置、使い易さ等に配慮すること。</li> </ul>
	館内放送設備	<ul style="list-style-type: none"> <li>・非常通報のできる設備を設けること。</li> </ul>
	自家発電設備	<ul style="list-style-type: none"> <li>・非常時対応が可能な設備を設けること。</li> </ul>

(別表5) 構造設備の各部についての仕様の基準（共用設備）歩 (続き)

構造設備		仕様の基準に関する留意事項
生活サービス設備	日常サービス施設 電話 ナースコール等通報装置	<ul style="list-style-type: none"> <li>日常生活の利便が確保されるよう、必要に応じ設置すること。</li> <li>入居者が利用することができるものを設置すること。</li> <li>必要に応じ、リズムセンサーを設置すること。</li> </ul>
管理設備	事務室 宿直室 倉庫	<ul style="list-style-type: none"> <li>利用者の個人情報等を管理するうえで支障のないよう適切に設けること。</li> <li>宿直者を配置する場合は、施設の状況が把握できるよう設置すること。</li> <li>日常の介護用品や季節行事用品等を収納できるよう適切に設けること。</li> </ul>
コミュニケーション設備	集会室(談話室) 外来者宿泊室 家族面談室	<ul style="list-style-type: none"> <li>入居者だけではなく、地域の住民や団体等も気軽に利用できるものとすること。</li> <li>外来者が宿泊できる部屋を設けること。</li> <li>家族と面談できる部屋を設けること。</li> </ul>
健康管理及び介護関連施設	医務室(健康管理室) 機能訓練室 ケアステーション(介護職員室・看護職員室) 一時介護室	<ul style="list-style-type: none"> <li>医療法施行規則(昭和23年厚生省令第50号)第16条に規定する診療所の基準に適合したものとすること。なお、やむを得ず診療所の開設許可を受けることができない場合は医務室の設置は不要とする。</li> <li>機能回復訓練に必要な機器、備品を備えること。</li> <li>3階以上に設置する場合は、消防法に定める要件を満たすこと。</li> <li>面積は食堂と合わせて、1人3m<sup>2</sup>以上確保するよう努めること。</li> <li>看護職員、介護職員が常時対応できる設備を設けること。</li> <li>入居者が一時的に介護をうけるための室であり、「尼崎市老人福祉法に基づく養護老人ホーム及び特別養護老人ホームの設備及び運営の基準を定める条例」(平成24年12月21日条例第51号)における居室の設備基準を満たしたものとするほか、次のこと留意すること。           <ul style="list-style-type: none"> <li>緊急時の対応ができるようケアステーションに近接して設けること。</li> <li>入室者1人当たりの居室面積は、10.65m<sup>2</sup>以上とすること。</li> <li>構造設備、仕様については、介護居室に準じること。</li> <li>一時介護室の定員は、入居定員と入居者の年齢構成、将来における要介護者数の見込み、ホームにおいて提供する介護サービスの内容、職員体制等を総合的に勘案して適切に確保すること。</li> </ul> </li> </ul>

(別表6) サービスの提供

サービスの種類	留 意 事 項
健康管理	<ul style="list-style-type: none"> <li>・健康管理基準を設けること。</li> <li>・健康診断を受ける機会を、入居時及び入居後毎年2回以上設けること。</li> <li>・健康診断の記録を適切に保管すること。</li> <li>・健康相談に応じられる体制があること。</li> <li>・健康相談の記録を適切に保管すること。</li> </ul> <p>◎看護職員による入居者の健康管理ができる体制とし、その記録を作成保管すること。</p>
治療への協力	<ul style="list-style-type: none"> <li>・罹病、負傷等により治療を必要とする場合には、提携（協力）医療機関、入居者の選択による医療機関又は施設内において嘱託医による治療がうけられるよう、医療機関との連絡、紹介、受診手続き、通院介助等の協力をを行うこと。</li> </ul>
介 護	<ul style="list-style-type: none"> <li>・介護基準を定めること。</li> <li>・主治医との連携を確保すること。</li> <li>・計画作成担当者、看護職員及び介護職員が連携し、介護計画を策定すること。</li> <li>・個々の介護方法についての具体的な作業手順、留意事項を定めること。</li> <li>・週2回以上入浴できる体制を整えること。</li> <li>・入居者の状態により入浴が適切でない場合には、必要に応じ清拭が行えること。</li> <li>・必要に応じ体温、脈拍、血圧等を測定し、観察記録を作成、保管すること。</li> <li>・介護記録を作成し、保管すること。</li> <li>・介護サービス（医療行為を含まない。）は、契約に定めるところにより、当該ホーム又はその提携ホーム（入居契約書に明定されているものに限る。）において行うこととし、ホームが行うべきサービスを介護保険施設又は病院に行わせてはならないこと。</li> </ul> <p>◎看護職員又は介護職員が常時対応できる体制を整え、排泄の介助、おむつ交換、身辺介助等は、速やかにそのサービスが提供できる体制とすること。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・衛生面に十分配慮し、提供すること。</li> </ul>
食 事	<ul style="list-style-type: none"> <li>・原則として、1日3食を食堂において提供できること。</li> <li>・高齢者に適した食事内容とし、栄養に配慮した献立とすること。</li> <li>・アンケートを実施するなど、入居者の要望に配慮した献立とすること。</li> <li>・あらかじめ栄養士による献立予定表を作成し、公表すること。</li> <li>・入居者の健康状態について看護師等の意見を聞いたうえ、入居者の咀嚼機能、摂取能力に応じて提供すること。</li> <li>・主治医又は栄養士の意見に基づいた治療食が提供できること。</li> <li>・食堂において食事をすることが困難な入居者に対しては、その居室等において提供できること。</li> </ul>

(別表6) サービスの提供（続き）

サービスの種類	留 意 事 項
生活相談・助言	<ul style="list-style-type: none"> <li>・生活相談員を中心として、生活全般に関する諸問題につき相談、助言できる体制とすること。</li> <li>・入居者の生活において必要な場合には、身元引受人等へ連絡するほか、本人の意向に応じ、関連諸制度、諸施策の活用ができるよう、迅速、適切な措置をとること。</li> </ul>
生活援助	<ul style="list-style-type: none"> <li>・日常生活の利便が確保されるよう、必要なサービスが提供できる体制とすること。</li> <li>◎要介護者については、入居者の生活及び健康の状況並びにサービスの提供状況を身元引受人等へ定期的に報告すること。</li> </ul>
レクリエーション	<ul style="list-style-type: none"> <li>・入居者の要望を考慮し、運動、娯楽等のレクリエーションを実施すること。</li> </ul>
◎機能回復訓練	<ul style="list-style-type: none"> <li>◎入居者の自立の支援のため、その心身の状況に応じ、ねたきりの予防等機能の回復及び減退防止のために適切な訓練を行うこと。</li> </ul>
金銭管理等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・入居者の金銭、預金等の管理は入居者自身が行うことを原則とすること。</li> <li>・本人が依頼した場合、又は本人が認知症等により十分な判断能力を有せず金銭等の適切な管理が行えないと認められる場合であって、身元引受人等の承諾を得て施設が入居者の金銭等を管理するときは、依頼又は承諾を書面で確認するとともに、具体的な管理方法、本人又は身元引受人等への定期報告等を管理規程で定めること。</li> </ul>

注) 特定施設入居者生活介護等の指定を受けている場合は、◎についても遵守すること。